

地球温暖化対策税還付手引書 (航空)

令和 5 年 10 月

国土交通省

経済産業省

目次

1. 制度の創設趣旨.....	2
1) 地球温暖化対策のために原油及び石油製品等に係る石油石炭税の税率を上乗せする特例.....	2
2) 運輸部門における地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付措置.....	2
2. 制度の概要.....	2
1) 定期航空運送事業者関係.....	3
2) 販売業者関係.....	3
3) 製造者又は承認輸入者関係.....	4
4) 帳簿の記載義務及び罰則.....	3
3. 還付対象となる用途範囲.....	4
4. 還付手続きの実務.....	5
1) 還付手続きの流れ.....	5
2) 記帳義務.....	6
3) 用途証明申請の手続き.....	9
4) 内変油に係る還付申請.....	11
5) お問い合わせ窓口.....	11
5. 関連様式.....	12
6. 関係資料集.....	19
1) 租税特別措置法（抄）.....	19
2) 租税特別措置法施行令（抄）.....	22
3) 租税特別措置法施行規則（抄）.....	24
4) 国税庁通達（抄）.....	25
5) 国土交通省通達.....	27

【この手引書の記載内容については、国税庁（課税部消費税室）に確認をいただいております。】

1. 制度の創設趣旨

1) 地球温暖化対策のために原油及び石油製品等に係る石油石炭税の税率を上乗せする特例

①導入趣旨

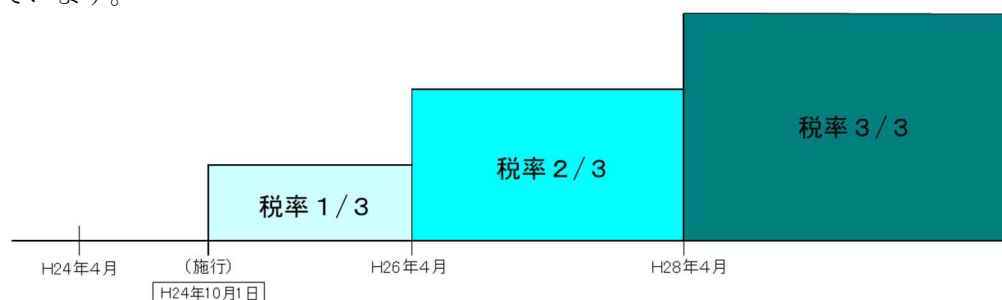
地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な課題です。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990年代以降、燃料などのCO₂排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じたCO₂排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。

我が国では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO₂が占めており、今後、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化などのエネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化することは不可欠です。

こうした状況に鑑み、地球規模の重要な課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正大綱において、「地球温暖化対策のために原油及び石油製品等に係る石油石炭税の税率を上乗せする特例」が盛り込まれ、国会における審議の結果、平成24年10月1日から導入されています。

②内容

上乗せされる税率は、原油及び石油製品については、図1のとおり、段階的に引き上げられています。



○「地球温暖化対策のための課税の特例」の税率

課税物件	本則税率	H24年10/1～H26年3/31	H26年4/1～H28年3/31	H28年4/1～
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※ () は石油石炭税の税率。

図1 原油及び石油製品に上乗せされる税率

2) 運輸部門における地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付措置

運輸部門に関しては、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用（モーダルシフト）を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている役割に鑑み、一定の運送の用に供する場合に限り、上記特例によって上乗せされる税率が還付されることとなっています。

2. 制度の概要

航空機燃料に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる

石油石炭税（以下「地球温暖化対策税」という。）の還付制度とは、前述の「一定の運送の用に供する場合」のうち、定期航空運送事業を営む者（以下「定期航空運送事業者」という。）が、定期航空運送事業の用途に使用した航空機燃料について、その使用量に応じた地球温暖化対策税の相当額が、当該航空機燃料の製造者又は承認輸入者に還付される制度です。

本制度は、定期航空運送事業者で利用された燃料に課税される地球温暖化対策のための税について、燃料の販売価格や販売量、販売手続等を通じた燃料の流通の中で、最終的には定期航空運送事業者の負担軽減が図られることを目的としています。

この還付制度も、地球温暖化対策税の導入と同様に、平成24年10月1日から適用されていますが、現在の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）では、令和8年3月31日までの時限措置となっています。

1) 定期航空運送事業者関係

定期航空運送事業者は、元売業者（製造者又は承認輸入者（特定石油販売業者※から販売されている場合には特定石油販売業者も含む）をいう。以下同じ。）ごと（販売業者から購入する場合においては、その航空機燃料の元売業者ごと）の購入量や定期航空運送事業の用に供する使用量等に関する帳簿を作成するとともに、用途証明書申請を行い、国土交通大臣が交付する用途証明書を当該航空機燃料の購入元業者（販売業者又は元売業者）に提出します。

※特定石油販売業者とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第2条第7項に規定する特定石油販売業者をいいます。

2) 販売業者関係

定期航空運送事業者が販売業者から航空機燃料を購入している場合、販売業者には、航空機燃料の購入数量、購入の年月日、元売業者の住所又は居所及び氏名又は名称等を申出書などにより定期航空運送事業者に提供し、定期航空運送事業者が元売業者ごとの消費（使用）量を特定できるよう協力することが求められます。

3) 製造者又は承認輸入者関係

製造者又は承認輸入者が還付を受けるためには、定期航空運送事業者から提出される国土交通大臣が交付する用途証明書（様式第1－3号）が必要となります。製造者又は承認輸入者は、「石油石炭税相当額還付申請書（特定用途石油製品用）」（以下「還付申請書」という。）に添付して、当該航空機燃料の製造場又は承認輸入者の住所を所轄する税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に還付申請を行います。

なお、定期航空運送業者が、国際航空運送事業を経営する場合は、国税庁長官から承認を受け、承認輸入者として内変油に係る還付申請を行うことができます。

4) 帳簿の記載義務及び罰則

本還付制度では、定期航空運送事業者、販売業者、製造者又は承認輸入者に対して、移入（購入）・消費（使用）・貯蔵（在庫）等の数量や年月日等の事項を帳簿に記載する義務が課されています。特に、定期航空運送事業者は、帳簿のほか、定期航空運送事業の用に供した航空機燃料を特定するために必要な関係書類を作成・整備し、保管すること

が求められます。また、定期航空運送事業者、販売業者、製造者又は承認輸入者が、これらの記載を行わない場合や虚偽記載を行った場合等は、租税特別措置法により罰則が科されることとなります。

3. 還付対象となる用途範囲

地球温暖化対策税の還付措置の対象となる航空機燃料は、国内定期航空運送事業の用に供せられるものです。したがって、それ以外の、いわゆる不定期便、チャーター便、回送（フェリー）便、遊覧飛行、試験飛行、訓練飛行、発動機の整備などに使用されるものは対象外です。

また、航空機燃料税の課税対象である「航空機燃料」は、航空機（航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第5条に規定する発動機を含む。）の燃料の用に供される炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。）とされているのに対し、地球温暖化対策のための税の還付対象となる「航空機燃料」は定期航空運送事業の用に供されるものに限られていることに留意する必要があります。

4. 還付手続きの実務

1) 還付手続きの流れ

定期航空運送事業の用に供する航空機燃料に係る地球温暖化対策税の還付手続きの概要は、次のとおりです。

- ・定期航空運送事業者が国土交通大臣から用途証明を受ける。
- ・定期航空運送事業者が、直接元売業者に用途証明書を提出する（販売業者から航空機燃料を購入している場合、当該業者を通じて提出することもできる。）。
- ・製造者又は承認輸入者は、その証明書を添えて、所管税務署長に還付申請を行い、還付を受ける。

また、航空機燃料に係る地球温暖化対策税の還付手続きを図示したものが、次の図2です。

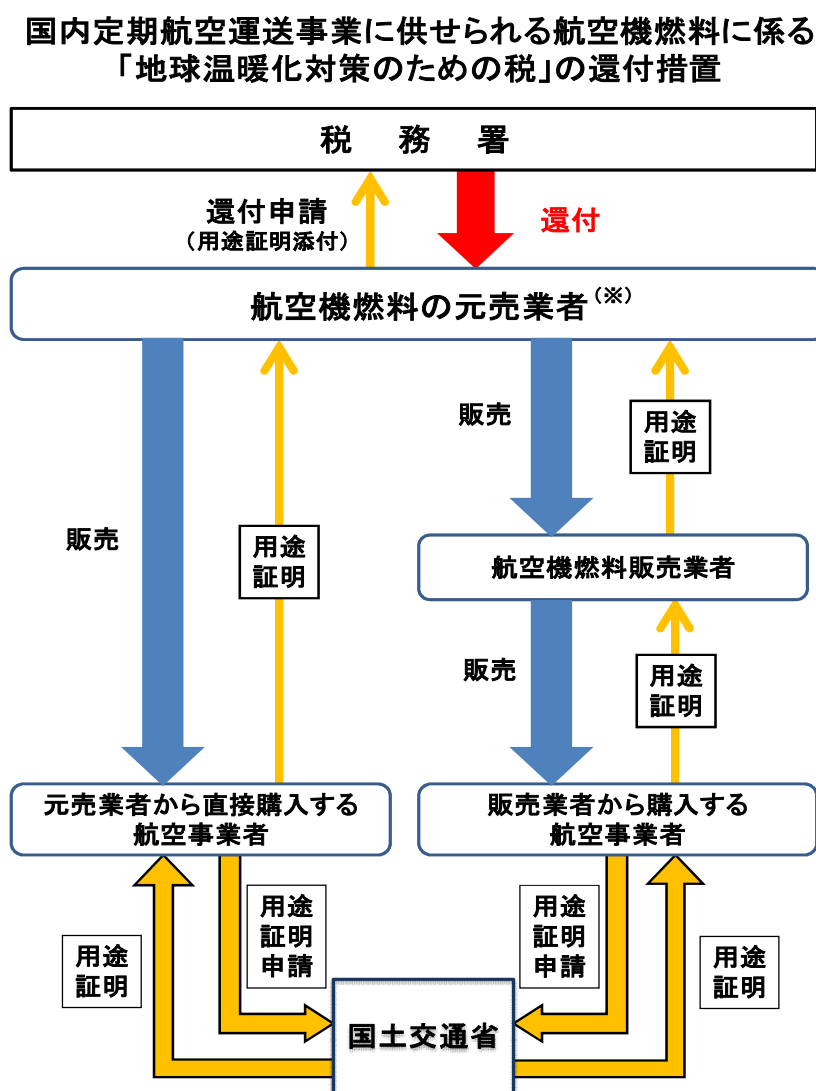


図2 還付スキーム図

※定期航空運送業者又は販売業者による用途証明書等の書類の提出先は元売業者でも可能とするが、還付申請は製造者又は承認輸入者が行うことが必要。

2) 記帳義務

【記帳義務（租税特別措置法施行令上の義務）】

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）において定期航空運送事業者等の記帳義務とされているものは以下のとおりです。なお、記帳義務のある事項が網羅された文書が他にがある場合は、それを用いることができます。

<定期航空運送事業者（第48条の7第4項関係）>

定期航空運送事業者は、航空機燃料を購入した業者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、移入した年月日及び数量、定期航空運送の事業の用に供した数量及び年月日、貯蔵用タンク（航空機の燃料タンクを含む）に在庫がある場合はその数量を記帳してください。

ア)「移入」（第1号関係）

- ・品名：納品書又は請求書により「航空機燃料」であることを確認します。
- ・数量：納品書又は請求書の「引取数量」が該当します。
- ・年月日：納品書又は請求書の「引取年月日」が該当します。
- ・引渡人の住所（又は居所）、氏名（又は名称）：納品書又は請求書の航空機燃料の引渡しを行った販売業者、製造事業者又は承認輸入者の事務所又は事業所の所在地及び名称が該当します。

イ)「消費」（第2号関係）

- ・品名：納品書又は請求書により「航空機燃料」であることを確認します。
- ・数量：購入された航空機燃料の総燃油消費量から非還付燃油消費量を差し引いた数量を定期航空運送事業の用に供したもの（還付対象燃油消費量）とみなします。
- ・用途：購入された航空機燃料の総燃油消費量から非還付燃油消費量を除いたものを定期航空運送事業の用に供したものとします。それを図示したものが、以下の図3です。
- ・年月日：航空日誌等により確認します。

ウ)「貯蔵」（第3号関係）

- ・品名：納品書又は請求書により「航空機燃料」であることを確認します。
- ・数量：貯蔵タンク及び航空機の燃料タンクの燃料計に示された残量を「報告対象期間の末日における航空機燃料の保有数量」を貯蔵とみなします。

※留意点

税務当局の調査の際には、航空機燃料の購入量や消費量のほか、在庫燃油量、内変油・外変油の量、非還付燃油消費量、機体内在庫燃油量など、定期航空運送事業の用に供したことを特定するために必要な資料を確実に提示できるようにしてください。

<販売業者（第 48 条の 7 第 7 項関係）>

販売業者は、航空機燃料を購入（仕入）・販売した年月日と数量、相手先の氏名（又は名称）及び住所（又は居所）を記帳してください。また、返品した場合は、その年月日と数量、返品先の氏名（又は名称）及び住所（又は居所）を記帳してください。

ア)「購入」（第 1 号関係）

- ・品名：帳簿（航空機燃料の受払台帳等）より確認します。
- ・数量：帳簿（同台帳等）の数量を購入数量とみなします。
- ・年月日：帳簿（同台帳等）の「取引年月日」が該当します。
- ・売渡人の住所（又は居所）、氏名（又は名称）：仕入先業者の事務所又は事業所の所在地及び名称が該当します。

イ)「販売」（第 2 号関係）

- ・品名：帳簿（航空機燃料の受払台帳等）より確認します。
- ・数量：帳簿（同台帳等）の数量を販売数量とみなします。
- ・年月日：帳簿（同台帳等）の「取引年月日」が該当します。
- ・買受人の住所（又は居所）、氏名（又は名称）：販売先業者（航空会社）の事務所又は事業所の所在地及び名称が該当します。

ウ)「返品」（第 3 号関係）

- ・品名：帳簿（航空機燃料の受払台帳等）より確認します。
- ・数量：帳簿（同台帳等の数量）を返品数量とみなします。
- ・年月日：帳簿（同台帳等）の「取引年月日」が該当します。
- ・返品先の者の住所（又は居所）、名称（又は氏名）：返品先業者の事務所又は事業所の所在地及び名称が該当します。

<製造者（第 48 の 7 第 6 項関係）>

製造者は、航空機燃料の製造年月日及び数量、貯蔵数量、出荷した年月日及び数量、出荷先（受取先）の氏名（又は名称）及び住所（又は居所）を記帳してください。

ア)「製造」（第 1 号関係）

- ・品名：帳簿（航空機燃料の受払台帳等）により確認します。
- ・数量：帳簿（同台帳等）の数量を製造数量とみなします。
- ・年月日：帳簿（同台帳等）の「製造年月日」が該当します。

イ)「貯蔵」（第 2 号関係）

- ・品名：帳簿（航空機燃料の受払台帳等）により確認します。
- ・数量：帳簿（同台帳等）の数量を貯蔵数量とみなします。

ウ)「移出」（第 3 号関係）

- ・品名：帳簿（航空機燃料の受払台帳等）より確認します。
- ・数量：帳簿（同台帳等）の数量を移出数量とみなします。
- ・年月日：帳簿（同台帳等）の「取引年月日」が該当します。
- ・受取人の住所（又は居所）、名称（又は氏名）：出荷先の事務所又は事業所の所在地及び名称が該当します。

国内定期航空運送事業に供せられる航空機燃料に係る 燃油消費量の特定について

還付対象燃油消費量 = 総燃油消費量 - 非還付燃油消費量

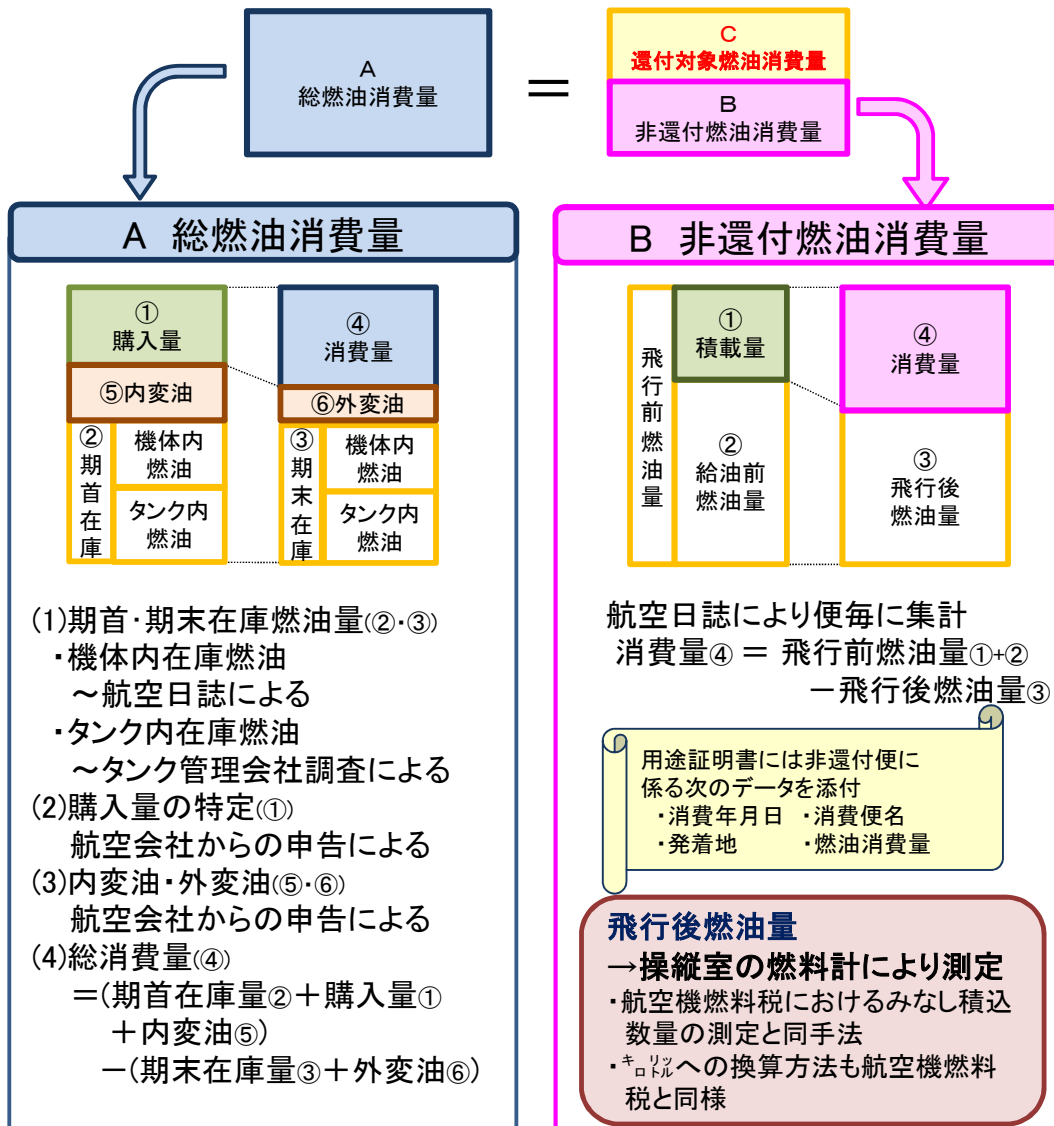


図3 燃油消費量の特定について

3) 用途証明申請の手続き

還付申請に必要な書類として、国土交通大臣の交付する用途証明書がありますが、証明書の発行は定期航空運送事業者が国土交通省に対して行う用途証明申請に基づき行われます。

用途証明申請に係る定期航空運送事業者等による実務を以下に記載しております。

①帳簿等の作成・保管

地球温暖化対策税の還付制度では、購入された航空機燃料が実際に定期航空運送事業の用に供されたことが確認できるように、帳簿に記載することが義務付けられていますが、定期航空運送事業者が購入する航空機燃料の大半が定期航空運送事業の用に供されている実態を踏まえ、航空機燃料の総燃油消費量から非還付燃油消費量を差し引いた数量を還付対象燃油消費量とすることとします。

定期航空運送事業者において帳簿に記載が必要な項目は以下の3点です。

1. 移入（元売業者又は販売業者（売渡人）からの購入）量、移入した年月日並びに引渡人（元売業者又は販売業者（売渡人）の住所又は居所及び氏名又は名称）
2. 日ごとの消費（使用）量及びその用途
3. 報告時に貯蔵（保有）している航空機燃料の残量

なお、上記帳簿のほか、還付対象燃油消費量を特定するため、次の項目を記載した資料（参考様式A、参考様式B、参考様式C-1、参考様式C-2）の作成及びその根拠となる航空日誌等の保管が必要です。

- ・元売業者又は販売業者からの購入量
- ・内変油・外変油の量
- ・在庫燃油（機体内・タンク内）
- ・非還付燃油消費量（飛行分、整備分）

また、定期航空事業者が小売業者などの販売業者から航空機燃料を購入する場合は、当該航空機燃料を製造又は輸入した事業者を特定する必要があります。申請ごとに申出書（様式第3号）を販売業者に作成してもらい、当該申出書の写しを定期航空運送事業者及び販売業者それぞれで共有・保管しておいてください。申出書の内容については、販売業者において保管される納品書又は帳簿等の資料によって担保されることとなります。なお、当該申出書に記載する総販売量には、業者間転売物等元売業者を特定できないものが含まれないようにご留意ください。

②国土交通大臣への用途証明申請

定期航空事業者は、上記帳簿等を基に、国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料に係る石油石炭税に上乘せされる地球温暖化対策税の還付のための用途証明申請書（様式第1-3号）及び特定用途石油製品燃料管理台帳（様式第2号）及び参考様式で示している関係資料を年度半期分（4月～9月、10月～3月）まとめて作成し、当該半期の末日から概ね2か月以内に国土交通大臣へ提出し、証明を受けてください（いず

れも、特別な理由によりやむを得ない場合を除く。)

定期航空事業者が小売業者などの販売業者から航空機燃料を購入する場合は、販売業者が作成した特定用途石油製品に関する申出書（様式第3号）、又は元売業者名を記載した納品書などを、申請書に添付してください。

申請は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課まで持参するか、書面又は電子データの送付をお願いします。持参による場合の受付時間は、平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までです。

③用途証明書 of 元売業者への提出

定期航空運送事業者が元売業者から直接航空機燃料を購入している場合は、定期航空運送事業者が、製造者又は承認輸入者の還付申請手続に要する期間を考慮して、上記②の用途証明に係る期間の末日から概ね3か月以内に、国土交通大臣が交付する用途証明申請書（様式第1-3号）を各元売業者に提出してください。

定期航空事業者が小売業者などの販売業者から航空機燃料を購入している場合、国土交通大臣が交付する用途証明申請書（様式第1-3号）を当該販売業者に提出します。当該販売業者はその購入元事業者に当該書類を提出します。このように商流を遡ることによって、元売業者まで当該書類を届けることになります。

④製造者又は承認輸入者から所轄税務署長への申請

製造者又は承認輸入者が還付を受けるためには、所轄税務署長への還付申請が必要です。還付申請にあたっては、国土交通大臣が交付する用途証明書が必要となります。用途証明書を還付申請書（国税庁様式 CC2-3527）に添付して所轄税務署長に還付申請を行ってください。当該航空機燃料が使用された日から1年以内に還付申請を行う必要があります。

還付申請書には、次の事項を記載します。

- 1 申請者の住所（居所）及び氏名（名称）
- 2 定期航空運送事業の用に供された航空機燃料を製造した所在地及び名称（製造者のみ）
- 3 定期航空運送事業の用に供された航空機燃料の数量
- 4 還付を受けようとする金額
- 5 その他参考となるべき事項

元売業者は、還付請求を行う製造者又は承認輸入者や所轄税務署長に対して、製造者又は承認輸入者による用途証明書に記載された数量に係る航空機燃料の製造、輸入、他の製造者又は承認輸入者からの融通の状況や元売業者間での取引の状況について証するに足る書類等を提出する必要がある場合があります。

⑤用途証明書類等の保管期間

本制度に関し作成又は取得した書類は、用途証明申請又は還付申請が適切に行われたことの根拠資料となりますので、定期航空運送事業者、販売業者、元売業者それぞれにおいて各書類又はその写しを交付申請を行った日の属する年度の翌年度から7年間保管しておいてください。

4) 内変油に係る還付申請

定期航空運送事業者が併せて国際航空運送事業（航空法第2条第19項）を経営する場合、租税特別措置法施行令第48条の8第1項及び第2項の規定により国税庁長官から承認輸入者として承認を受けるとともに、国土交通大臣から内変油に係る用途証明を受けることにより、当該内変油に係る還付申請を行うことができます。

5) お問い合わせ窓口

当該手引書に係る事項につきご不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせ願います。

○定期航空運送事業者関係

国土交通省 航空局航空ネットワーク部 航空事業課

TEL：03-5253-8706

○販売業者関係

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課燃料流通政策室

TEL：03-3501-1511（内線4661）

○元売業者関係

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課

TEL：03-3501-1993

5. 関連様式

国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付のための用途証明申請書

令和 年 月 日

航空事業者名
本店又は主たる事務所の所在地
代表者の役職及び氏名
担当者及び電話番号

電話 ()

下記の物品について、租税特別措置法第90条の3の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第48条の7第1項柱書きに規定する国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料に該当する旨の国土交通大臣の証明を申請します。

記

消費期間	購入元事業者名 (元売業者名) ※	物品名	数量 (㊦)
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		航空機燃料	

※購入元事業者が販売業者の場合は () 書きで元売業者名を記入すること。

(証明番号)	令和 年 月 日
国航事第 号	
<p>上記の物品は、租税特別措置法施行令第48条の7第1項柱書きの規定に該当する国内定期航空運送事業の用に供された航空機燃料であることを証明する。</p> <p>なお、本証明書の有効期限は、令和 年 月 日までとする。</p>	
国土交通大臣 ○○ ○○ 印	

販売した特定用途石油製品に関する申出書

令和 年 月 日

(事業者名) 殿

申出者 住 所

名 称 (販売業者名)

電話 ()

下記のとおり、販売した特定用途石油製品に関し申し出ます。

記

販 売 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
元 売 業 者 名	
総 販 売 量 ※ (ト)	
備 考 欄	

※ 「総販売量」とは、販売期間内に宛先の定期航空運送事業者に対して販売した数量のうち、上記元売業者が製造等を行った石油製品の数量をいう。

したがって、複数の元売業者が製造等を行った石油製品を宛先の定期航空運送事業者に対して販売している場合は、元売業者毎に申出書を作成する必要がある。

なお、業者間転売物等元売業者が特定できないものが含まれないよう留意すること。

参考様式A

参考様式A

(1) 購入量

製造者等		購入量(%)						合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
A社	小売							
B社								
C社								
D社	甲社							
E社	乙社							
合計								①

※航空会社保管の購入先からの請求書等により確認。

(2) 内変油

内変空港	内変量(%)						合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
合計							②

※内変油とは、外国で外国貿易機に積み込まれた航空機燃料のうち、国内線の航空機に使用されるもの。

※航空会社作成の内変申告書類により確認。

(3) 在庫燃油

		期首(%)	期末(%)
機体内燃油		様式Bの③	様式Bの④
タンク内燃油		⑤	⑥
	羽田		
	成田		
	関空		
合計		⑦	⑧

※⑦=③+⑤、⑧=④+⑥

※機体内在庫燃油は、航空会社保管の航空日誌により確認。

※タンク内在庫燃油は、タンク管理会社の資料及びそれを元に航空会社に取りまとめたものを確認。

(4) 外変油

外変空港	外変量(%)						合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
合計							⑨

※航空会社作成の外変申告書類により確認。

※外変油とは、国内線の航空機に積み込まれた航空機燃料のうち、外国貿易機に使用されるもの。

非還付燃油消費量(B) = 飛行分(⑩)(飛行前燃油量(⑪)(積載(給油)量(⑫) + 給油前燃油量(⑬)) - 飛行後燃油量(⑭)) + 整備分(⑮)(整備前燃油量(⑯) - 整備後燃油量(⑰))								
参考様式C-1								
飛行分(非還付)燃油消費量明細								
日付	便名	出発地	到着地	登録番号	燃油消費量(㉔)	積載(給油)量(㉔)	給油前燃油量(㉔)	飛行後燃油量(㉔)
4月								
計								
5月								
計								
6月								
計								
7月								
計								
8月								
計								
9月								
計								
合計					⑩	⑫	⑬	⑭
※飛行分非還付油消費量は、航空会社保管の航空日誌により確認。 ※飛行前燃油量及び飛行後燃油量は、操縦室の燃料計により測定(航空機燃料税におけるみなし積込数量の測定と同手法)。								
参考様式C-2								
整備分(非還付)燃油消費量明細								
日付	消費地	整備前燃油量(㉔)	整備後燃油量(㉔)	整備分(非還付)燃油消費量(㉔)	製造番号			
合計		⑯	⑰	⑮				
※整備分(非還付)燃油消費量とは、整備のため航空機に取り付けられていない発動機に係る燃油消費量である。 ※航空会社から整備に係る燃油消費量等の資料の提供を受け、確認。								

6. 関係資料集

1) 租税特別措置法（抄）

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十四年十月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千八百円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八百六十円
- 三 石炭 一トンにつき千三百七十円

（特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第90条の3の4 次の表の各号の上欄に掲げる者が、令和八年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）若しくは第二七一〇・二〇号の一の（四）に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、採取場から移出された石油石炭税課税済みのガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品、ガス状炭化水素及び石炭であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品等」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品等につき、第九十条の三の二の規定により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額（政令で定めるガス状炭化水素にあつては、政令で定めるところにより計算した金額）を当該特定用途石油製品等の製造者、当該特定用途石油製品等を採取場から移出した採取者又は当該特定用途石油製品等を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品等の製造者が当該特定用途石油製品等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品等の製造者に）還付する。

<p>一 内航海運業法（昭和二十七年法律第一百五十一号）第二条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行った者</p>	<p>軽油（関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の（三）、第二七一〇・一九号の一の（二）又は第二七一〇・二〇号の一の（三）に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の（三）又は第二七一〇・二〇号の一の（四）に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用</p>
<p>二 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規</p>	<p>軽油又は重油</p>	<p>同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定</p>

定による許可を受けた者		める用途を除く。)
三 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油	同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限る。）
四 航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百条第一項の規定による許可を受けた者	航空機燃料	同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用
五・六 (略)	(略)	(略)

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。)並びに国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品等を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品等(以下この条において「特定用途石油製品等」という。)を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品等の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品等(租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品等」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品等」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項の特定用途石油製品等を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者(前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条(第五号に係る部分に限る。)及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十八条(第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。)及び第三百十条の規定を適用する。

5 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第90条の7 偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状に

より、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 (略)

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附 則（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号））

（石油石炭税の税率の特例に関する経過措置）

第43条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、原油（石油石炭税法（昭和三十五年法律第二十五号）第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千二百九十円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千三百四十円

三 石炭 一トンにつき九百二十円

3 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千五百四十円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百円

三 石炭 一トンにつき千四百四十円

4～9 (略)

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第45条 平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第二項第一号に定める税率」とする。

2 平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二條（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは、「、第二十二條（第一号を除く。）及び第二十三條（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあ

るのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。」を同項」とあるのは「という。」を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品）」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ）」とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項）」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「第二十四条（第五号に係る部分に限る）」とあるのは「第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く）」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

附 則（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号））

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第133条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第三項第一号」とする。

2) 租税特別措置法施行令(抄)

(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等)

第48条の7 法第九十条の三の四第一項の規定により同項の差額に相当する金額又は同項の政令で定めるところにより計算した金額の還付を受けようとする特定用途石油製品等(同項に規定する特定用途石油製品等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の製造者、採取者又は承認輸入者(同項に規定する承認輸入者をいう。以下この条において同じ。)は、当該特定用途石油製品等が同項の表の各号の下欄に掲げる用途に供された日後一年以内(同表の第五号及び第六号の下欄に掲げる用途に供された場合にあつては、二年以内)に、次に掲げる事項(承認輸入者にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書に当該特定用途石油製品等が同表の各号の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の第一号から第四号までの下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品等に該当する旨の国土交通大臣の証明書、同表の第五号の下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品等に該当する旨の農林水産大臣の証明書又は同表の第六号の下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明書を添付して、当該特定用途石油製品等の製造場、採取場又は承認輸入者の住所若しくは居所(財務省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた場所)の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名)
- 二 当該特定用途石油製品等の製造場又は採取場の所在地及び名称
- 三 法第九十条の三の四第一項の表の各号の下欄に掲げる用途に供された当該特定用途石油製品等(当該特定用途石油製品等が次項前段に規定するガス状炭化水素である場合には、同項前段に規定する混合ガス。第四項、第五項及び第七項の各号において同じ。)の数量
- 四 還付を受けようとする金額
- 五 その他参考となるべき事項

2・3 (略)

4 第一項の特定用途石油製品等を同項の用途に供する者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 移入した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 消費した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、消費の年月日及びその用途
- 三 貯蔵している当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量

5 (略)

6 第一項に規定する特定用途石油製品等の製造者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 製造した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量及び製造の年月日
- 二 貯蔵している当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量
- 三 移出した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量及び移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は名称

7 第一項の特定用途石油製品等の販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 購入した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、購入の年月日並びに売渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 販売した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、販売の年月日並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 三 返品した当該特定用途石油製品等の品名、品名ごとの数量、返品の年月日並びに返品先の者の住所又は居所及び氏名又は名称

- 8 第一項に規定する特定用途石油製品等の承認輸入者は、その引取りに係る当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量並びに引取りの年月日を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が石油石炭税法施行令(昭和五十三年政令第百三十二号)第二十条第八項本文又は第十項の帳簿に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

3) 租税特別措置法施行規則(抄)

(還付の申請に係る場所の特例の承認の申請等)

第39条の4 施行令第四十八条の七第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名)
- 二 承認を受けようとする場所の所在地
- 三 当該承認を受けようとする場所を便宜とする事情
- 四 申請者が住所地若しくは居所地又は第二号に掲げる場所以外の場所に事務所若しくは事業所を有する場合には、これらの所在地
- 五 その他参考となるべき事項

2 国税庁長官は、施行令第四十八条の七第一項の承認を受けた者の当該承認を受けた場所が当該承認を受けた後におけるその者の事業の状況その他の事情からみて不相当であると認められることとなった場合には、その承認を取り消すことができる。

3 国税庁長官は、前項の規定により施行令第四十八条の七第一項の承認を取り消す場合には、その旨及びその理由を書面により当該承認を取り消される者に通知しなければならない。

4 施行令第四十八条の七第一項の承認を受けている者が、当該承認を受けている必要がなくなった場合において、その旨及び次に掲げる事項を記載した書類を国税庁長官に提出したときは、その提出があつた日後における同項の規定による申請書の提出は、同項に規定する当該製造場、採取場又は承認輸入者の住所若しくは居所の所在地の所轄税務署長に対し、行うものとする。

- 一 提出者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名)
- 二 施行令第四十八条の七第一項の承認を受けた年月日
- 三 その他参考となるべき事項

(石油石炭税の還付を受けることができる特定用途石油製品等の用途から除かれる用途)

第39条の5 法第九十条の三の四第一項の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める用途は、遊覧の用とする。

4) 国税庁通達(抄)

目次

第1章 (略)

第2章 石油石炭税の還付措置関係

第1節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3共通関係

第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係

第3節～第6節 (略)

第3章～第5章 (略)

本文

第2章 石油石炭税の還付措置関係

第1節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3共通関係

(用語の意義)

1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7) 特定用途石油製品等 租特法第90条の3の4第1項《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「特定用途石油製品等」をいう。

(8)～(20) (略)

2 (略)

(数量測定)

3 特定の用途に供する特定用途石油製品等、製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第26条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。

(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を日本産業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。

(還付金が過大であった場合の取扱い)

4 租特法第90の3の4第1項、同法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項、同法第90条の6の2第1項及び同法第90条の6の3第1項の規定により還付した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。

第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係

- 1 (略)
(「遊覧の用」の意義)
- 2 租特法第90条の3の4第1項の表第2号の下欄に規定する「遊覧の用」とは、起点が終点と一致する航路であって寄港地のない航路を運航する船舶又はそれ以外の航路を専ら観光等のために運航する船舶の動力及び補機燃料の用途をいう。
- 3 (略)
(還付申請)
- 4 租特法第90条の3の4第1項の還付の申請については、次による。
 - (1) 還付の申請は、特定用途石油製品等がその特定用途に供されたものであることの国土交通大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書を添付して申請する必要があることに留意する。
 - (2) 還付の申請は、還付金額が僅少であることその他の理由により1月ごとの申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る特定用途石油製品等がその用途に供された日後1年（農林漁業の用及び発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供されたものについては2年）を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。

5) 国土交通省通達

内航運送、一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供した軽油及び重油、第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用に供した軽油並びに国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付のための用途証明の取扱いについて

令和 5 年 10 月 23 日
国土交通省 鉄道局
国土交通省 海事局
国土交通省 航空局

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 48 条の 7 第 1 項柱書きに規定する国土交通大臣の証明書（以下「用途証明書」という。）については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 内航運送、一般旅客定期航路事業（遊覧の用を除く）者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、内航運送、一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用を除く）に供した軽油及び重油（以下単に「軽油及び重油」という。）については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○ 4 月 1 日から 6 月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の 8 月 1 日から 10 月末日まで

○ 7 月 1 日から 9 月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の 11 月 1 日から 1 月末日まで

○ 10 月 1 日から 12 月末日までの間に消費した軽油及び重油

当該年度の 2 月 1 日から翌年度の 4 月末日まで

○ 1 月 1 日から 3 月末日までの間に消費した軽油及び重油

翌年度の 5 月 1 日から 7 月末日まで

（注）申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

(2) 用途証明の申請者

申請者は、全国石油業共済協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、日本内航海運組合総連合会、一般社団法人日本長距離フェリー協会又は一般社団法人日本旅客船協会とする。

(3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただし書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。（様式自由）

イ 用途証明申請書（別記様式第 1-1 号による）

元売業者（製造者又は承認輸入者（特定石油販売業者（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 2 条第 7 項に規定する特定石油販売業者をいう。）から販売されている場合には特定石油販売業者を含む））ごとに申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める四半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した軽油及び重油の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

ロ その他審査に必要な書類

(4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省海事局内航課とする。

(5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合にあっては、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

(6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、軽油及び重油の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

2. 鉄道事業者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用に限る。）に供した軽油（以下単に「軽油」という。）については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○4月1日から9月末日までの間に消費した軽油

当該年度の10月1日から11月末日まで

○10月1日から3月末日までの間に消費した軽油

翌年度の4月1日から5月末日まで

(注) 申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

(2) 用途証明の申請者

申請者は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定による許可を受けた者とする。

(3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただし書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。（様式自由）

イ 用途証明申請書（別記様式第1-2号による）

購入元事業者ごと（購入元事業者が販売業者の場合は、さらに、元売業者ごと）に申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した軽油の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

ロ 元売業者の特定に必要な書類

ハ その他審査に必要な書類

(4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省鉄道局総務課企画室とする。

(5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合にあっては、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

(6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、軽油の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

3. 国内定期航空運送事業者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の受付

用途証明の申請書の受付期間は、国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料(以下単に「航空機燃料」という。)については、以下のとおりとする。

ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○ 4月1日から9月末日までの間に消費した航空機燃料
当該年度の10月1日から11月末日まで

○ 10月1日から3月末日までの間に消費した航空機燃料
翌年度の4月1日から5月末日まで

(注) 申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

(2) 用途証明の申請者

申請者は、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第100条第1項に規定による許可を受けた者とする。

(3) 提出書類

申請者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、(1)ただし書の場合に申請を行うときは、次の書類に加え、(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。(様式自由)

イ 用途証明申請書(別記様式第1-3号による)

購入元事業者ごと(購入元事業者が販売業者の場合は、さらに、元売業者ごと)に申請書を作成し、申請数量は、(1)に定める半期ごとにおいて、その地球温暖化対策税の還付に係る用に供した航空機燃料の数量とすること。なお、用途証明申請書には、代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載すること。

ロ 特定用途石油製品燃料管理台帳(別記様式第2号による)

ハ 元売業者の特定に必要な書類

ニ その他審査に必要な書類

(4) 用途証明の申請書の提出先

提出先は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課とする。

(5) 用途証明の申請方法

(3)に示す書類を作成の上、(4)の提出先に持参又は書面若しくは電磁的記録を送付すること。持参により申請する場合にあっては、受付時間は平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。

(6) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、航空機燃料の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

4. 共通事項

(1) 標準処理期間

国土交通大臣は、用途証明申請書が受付先に到達してから概ね1ヶ月以内に(1. (1)、2. (1)及び3. (1)ただし書の場合に申請があったときは2週間以内に)、当該申請に対する処理をするよう努めるものとする。

ただし、標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

イ 申請を補正するために要する期間

ロ 申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

ハ 申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(2) 用途証明の審査等

イ 国土交通大臣は、用途証明の申請の審査に当たり必要がある場合は、申請者に対し、ヒアリング、実地調査及び1. (3)、2. (3)及び3. (3)に規定する書類のほか必要な書類の提出等を求めることができるものとする。なお、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て行うことができるものとする。

- ロ 国土交通大臣は、用途証明の申請の審査に当たり必要がある場合は、申請者以外の当該申請に係る者に対し、ヒアリング、実地調査及び関係資料の提出依頼等を行うことができるものとし、当該者はこれに協力するものとする。なお、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て行うことができるものとする。
- (3) 用途証明書の返納及び無効
- イ 用途証明書の交付後に、以下に掲げる事項が確認された場合は、国土交通大臣は申請者に対して、当該申請に係る用途証明書を無効とし、その返納を求めることができるものとする。
- i) 用途証明申請書等の提出又はヒアリング等において、申請者が重要な事実を告げなかったこと又は虚偽の事実を告げたことが確認されたとき。
- ii) 申請数量（根拠書類に記載された数量等を含む。）に誤りがある等記載の不備が確認されたとき。
- iii) 当該用途証明書を必要としなくなったことが確認されたとき。
- ロ イ又は(4)に相当するときは、申請者は、用途証明申請を行った提出先である 1. (4)、2. (4)又は3. (4)に用途証明書を返納するものとする。
- (4) 用途証明書の補正及び再交付等
- イ 用途証明書の交付後に、その記載内容に補正が必要となった等の理由により用途証明書の再交付の必要が生じた場合は、申請者は、国土交通省に対して用途証明書を返納した上で、1. (3)、2. (3)又は3. (3)に規定する書類に補正が必要となった理由等を添え、改めて交付申請を行うものとする。
- ロ 申請者は、製造者又は承認輸入者による還付請求後、過大請求等の問題を知り得た場合は、遅滞なく国土交通省に連絡を行うものとする。これを受けて、国土交通大臣は、必要に応じ、経済産業省等の協力を得て、申請者及び当該事案の関係者に対し必要なヒアリング、実地調査及び関係資料の提出依頼等を行うものとし、申請者等はこれに協力するものとする。また、国土交通省は、国税庁に対して事実関係等を報告するものとする。なお、これに伴い用途証明書の再交付が必要となる場合は、イに準ずることとする。
- (5) その他
- 申請者は、交付申請を行った日の属する年度の翌年度から7年間、提出書類を保存するものとする。